

○ 委員長報告

1 2月定例会本会議で報告された農林水産委員長報告は、以下のとおりです。

平成30年12月定例会

農林水産委員長報告

報告いたします。

当委員会に付託されました議案の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも原案のとおり可決決定されました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

まず第1点は、7月豪雨で被災した樹園地の再編復旧についてであります。

このことについて一部の委員から、高齢農家の中には、7月豪雨で被災した樹園地の再編復旧に反発する声もあると聞くが、県はどのように対応していくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、再編復旧には、対象園地の面積が5ha以上、担い手への集積が8割以上などの事業要件があり、未被災園地も含めた大規模な整備となるため、集落単位での話し合いの中で、農家や集落個々の事情が出てくることは十分承知している。

県としては、復旧後の園地をイメージできる整備構想図をもとにした集落の話し合いに加わり、今後生じてくるであろう様々な課題を一つひとつ解決していきながら、10年後に振り返った時に、やってよかったと思えるような産地を築くため、生産者と一緒になって復旧に取り組んでいきたい旨の答弁がありました。

第2点は、「ひめの凜」の生産振興についてであります。

このことについて一部の委員から、水稻の新品種「ひめの凜」の生産面積を今後どのように拡大していくのかとただしたのであります。

これに対し理事者から、「ひめの凜」の最大の長所は食味が優れていることであり、それを引き出すためには適切な栽培管理が必須である。

栽培元年となる平成31年産の作付面積の目標は50haとしており、先に開催した説明会において、農家の関心は高かったことから、県としては、今後、良食味米生産技術の早期定着を図るとともに、農家に対し、きめ細かな対応による「安心感」、JAや県指導機関と一緒に産地化を図っていくという「共感」、ブランド力を高めることによる「信頼感」という3つの意識に働き掛けることで栽培意欲を高め、作付面積1,000haの早期突破を目指したいと考えている旨の答弁がありました。

第3点は、新たな森林管理システムについてであります。

このことについて一部の委員から、森林経営管理法が制定され、今後の森林管理において市町の果たすべき役割が大きくなると考えるが、県の認識はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、森林経営管理法により森林所有者による森林管理責務が明文化され、所有者が放棄するなど管理が行き届かない森林は、市町が代わって経営管理することが規定されたところである。

しかし、市町からは、専門職員がいないなどの事情により、単独での新たな森林管理システムの履行を不安視する声が上がっていることから、県としては、近隣市町が連携・協働できる体制づくりや地方局職員によるサポートを進めながら、健全な森林の育成につなげていきたい旨の答弁がありました。

このほか、

- ・豪雨災害におけるモノレールやスプリンクラーの復旧状況
- ・グローバルGAP等国際認証の取得支援
- ・本年産かんきつ類の生産・販売状況及び戦略目標
- ・家畜伝染病の発生に備えた本県の対策
- ・農福連携の推進

などについても、論議があったことを付言いたします。

最後に、請願について申し上げます。

当委員会に付託されました請願2件については、いずれも願意を満たすことができないとして不採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。